

商工会かわら版

NO 28号 令和4年2月

●飯南町商工会 TEL:76-2118・FAX:76-2955

支援センター TEL:72-0907・FAX:72-1239

HP <http://iinan.shoko-shimane.or.jp/>

Facebook [ja-jp.facebook.com/iinanshoko/](https://www.facebook.com/iinanshoko/)

★飲食店等への 営業時間短縮要請協力金について

「まん延防止等重点措置」により、営業時間の短縮等に協力する飲食店等については、「営業時間短縮要請協力金」が支給されます。

●対象店舗 飲食店等
(通常営業時間を短縮・自粛した店舗)

●期間 1/27~2/20の25日間(最大)

●営業時間

- ・新型コロナ対策認証店については午後9:00迄営業可能(酒類の提供はPM8:00迄)
- ・認証店以外の店舗については午後8:00迄営業可能(酒類の提供は出来ない)

※詳しい内容については新・藤原迄ご相談下さい。

★「事業復活支援金」について

●対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で、2021年11月~2022年3月までのいずれかの月の売上高が、2018年11月~2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者。

●給付上限額(売上減少率によって違います)

・個人事業主

- ▲50%以上 50万円
- ▲30%以上50%未満 30万円

・法人(売上規模によって給付額が違います。)

- ▲50%以上
100万円・150万円・250万円
- ▲30%以上50%未満
60万円・90万円・150万円

●算出式

給付額=基準期間の売上高-対象月の売上高×5

●申請受付

令和4年1月31日15時以降から開始

申請方法・詳しい内容については新・藤原迄ご相談ください。

★青色申告控除65万円は 電子申告しなければ適用されません

(R2年度に税制が改正されています)

①基礎控除

●現行38万円⇒改正後48万円

②青色申告特別控除【複式簿記】

申告書・決算書類を 税務署へ申告する場合	青色申告特別控除額
●e-Tax(電子申告等)	65万円
●紙による提出(持込・郵送)	55万円

青色申告特別控除【簡易簿記】

青色申告特別控除額 (貸借対照表の未記入の方)	10万円
----------------------------	------

★決算関係書類の提出は 1月31日です。 書類未提出、追加書類のある方は 早めの提出をお願いいたします。

確定申告書類は本人又は税理士が税務署に申告するものです。商工会が個人の確定申告書類を直接税務署へ申告することはできません。

商工会では12月より派遣税理士と日程調整を行っており、今年度も3月4日~14日の日程で3人の税理士が申告内容の確認と電子送信作業を行う予定です。

●確定申告の資料提出日1月31日(厳守)

●商工会で申告書の作成



●派遣税理士による確認(3/4~3/14)

(派遣税理士から税務署へ送信します)

●電子送信(複式簿記⇒65万控除)

※決算書類の提出が遅れると個人で直接申告書類を提出して頂くことがあります。

(紙による提出(持込・郵送)は55万円の控除)

●必要書類

ア.決算書、給与・年金等の源泉徴収票、売買契約書、保険満期通知などの所得の額が分かる書類。

イ.国民健康保険、国民年金等の支払証明書

ウ.生命保険控除証明書、損害保険控除証明書、医療費控除書類(領収書等)住宅控除書類、小規模企業共済掛金の証明書。

エ.コロナ関連の助成金、補助金等の資料